

肥料取締法についての要望

2019年4月16日

全国複合肥料工業会会員メーカー

九鬼肥料工業株式会社

大東肥料株式会社

福栄肥料株式会社

目次

- 1、法律の名称
- 2、公定規格
- 3、保証成分
- 4、保証票
- 5、製品の登録・届出
- 6、各種手続きの届出申請・帳簿

1、法律の名称

肥料メーカーの創意工夫が発揮でき、表示や登録にかかるコストや負担が最小限となるよう、過剰な規制を全面的に見直し、法律名称も変更すべき。

(例)肥料の安全性の確保及び品質に関する法律(肥料安全法)

- * 「取締法」という名称のつく法律
大麻、覚せい剤、麻薬及び向精神薬、銃砲刀剣所持、火薬類、毒物及び劇物、農薬、紙幣類似証券、通貨及び証券偽造
- * 「取締法」から法律の名称を改正した法律
古物商取締法⇒古物営業法(昭和24年)
道路交通取締法⇒道路交通法(昭和35年)
高压ガス取締法⇒高压ガス保安法(平成8年)
電気用品取締法⇒電気用品安全法(平成11年)など
- * 肥料は、食糧生産を支え食糧不足を解消するために貢献してきた重要な資材であるが、「取締法」であるが故毒性があるもののように捉えられることがある。
- * 飼料は『飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)(昭和二十八年法律第三十五号)』である。
- * 肥料資源は有限であり海外依存が高く、価格高騰や手当てそのものが出来ないなどの環境が予想される。肥料取締法を緩和し資源を有効活用する必要がある。
- * 肥料メーカーの創意工夫が発揮でき、表示や登録にかかるコストや負担が最小限となるよう、過剰な規制を全面的に見直し、法律名称も変更すべき。

2、公定規格(1)

最低成分量の緩和を行うなど過剰な公定規格を簡素化し、肥料の安全や品質を確保するために最低限必要な肥料の登録基準として定め直すべき。

- * 肥料の種類ごとに、「含有すべき主成分の最小量(最低成分量)」や「含有を許される有害成分の最大量」が定められている。
- * 最低成分量に満たない場合、該当規格が存在せず普通肥料ではないと扱われ、別の肥料の原料としても通常使用することが認められない。
- * 副産物を原料とする肥料については、公定規格の最低成分量の範囲内に限定しなければ、安価な原料を使うことが可能となり、安全性を担保しつつコスト減を図ることが可能。
- * 成分構成が公定規格に存在しない場合、登録肥料のみを原料に製造する場合であっても、仮登録、各種試験などを経て規格改正するまでの長期負担を求められる。
- * 公定規格を簡素化し、肥料の安全や品質を確保するために最低限必要な登録基準へ変更するべきではないか。

2、公定規格(2)

土壤改良のニーズに応えるとともに、農業生産性の向上にも貢献できるよう、普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壤改良材などの混合を原則自由化すべき。

- * 指定配合肥料においては、特殊肥料が公定規格に原則掲載されていないことから、普通肥料と特殊肥料(米ぬかなど)との混合は原則認められていない。また、普通肥料と(肥料ではない)土壤改良材(ゼオライトなど)との混合も認められていない。
- * しかし、生産者(農家)からは土壤改良のため、特殊肥料や土壤改良材を求める強いニーズがあり、メーカーが混合することで農家にとっても施肥の回数が減ることで省力化となる。
- * 施用者委託配合として、製造事業者が農家から委託を受け配合を行う場合は、自家生産と同じく生産業者に該当せず登録・届出を受ける義務等がないものとして取り扱われ、結果、このような混合が可能とされている。また、農家が一般的に購入が可能な資材の混合も認められている。
- * 施用者委託配合制度において混合可能としたのであれば、指定配合肥料においても混合可能な材料として認めてほしい。また、混合可能な材料を一覧化してほしい。

3、保証成分

保証成分値についての運用が過剰品質を招いているため、製品分析の結果、諸外国並みの許容範囲内で保証成分が満たされていれば良いこととすべき。

- * 肥料の保証成分量を厳格に満たす必要があるため、バラつきを考慮し十分な余裕成分をもった設計(各成分の余裕1~0.5%程度)にて製造するため過剰品質を招いている。
- * 日本の許容値は米国や欧州と比較しても低い。許容値についての考え方が不明確なこともあり(許容値が公表されたのは平成28年)、結果的に主成分について保証成分値を確実に上回るように余裕成分を加えて製造が行われている。
例)窒素15% リン酸15% 加里15% の場合
→ 製造設計は各成分15.8%を目安で設計し製造(当社)
- * 成分保証値に諸外国並みの許容範囲を認めるべきではないか。
- * 指定配合肥料においては、保証成分値の算定に当たり、使用原料となる普通肥料中の成分について、公定規格上の成分保証値を使用することが求められているが、使用原料に含まれる成分の実分析値を採用することを認めていただきたい。

4、保証票

保証票について、ルールが詳細に過ぎ改版の負担を招いている。一般的な農家にとって必要とされる内容に限って表示するよう簡素化すべき。

○共通

* 保証票の大きさの緩和

・認識・判別ができれば大きさの取り決めは必要ないのでは

* 保証成分表記の見直し(選択制)

・りん酸全量、可溶性りん酸、く溶性りん酸、加里全量、など

* 表示内容の緩和

・括弧の書き方にも3種類 ・細かい取り決めがあり使用者に分かりづらい ・BSE表記

* 統合表示名称での記載を選択制とする

・化成肥料→りん酸ニアンモニウム ・植物油粕類→なたね油かす

* 保証票の添付方法の緩和

・一定条件化での個別添付の見直し、バーコードの導入

* コスト

・保証票作成、各種チェックによる繁忙期の専門職の増員(応援)や残業経費

○指定配合肥料

* 原料の順位表記の緩和、見直し

・原料となる肥料について重量割合順に保証票に明記することが求められ、購入する原料の成分が変わる度、新たに袋を印刷したり、保証票を作り変える必要

・使用原料が記載されていれば重量割合順の表記でなくても問題ないのでは

※次項の保証票サンプルを参照願います。記載方法を変更すると改版等が必要となりコストアップとなるため現行との選択制が必要。記載内容は一例です。

(現)

生産業者保証票

登録番号	
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	
保証成分量 (%)	
窒素全量	8.0
内アンモニア性窒素	6.0
りん酸全量	17.0
内く溶性りん酸	16.9
内水溶性りん酸	11.0
加里全量	8.0
内水溶性加里	8.0
く溶性苦土	2.0
内水溶性苦土	1.0
く溶性マンガン	0.30
く溶性ほう素	0.15
原料の種類	
(窒素全量を保証又は含有する原料)	
動物かす粉末類<蒸製皮革粉>、植物油かす類	
備考: 1 窒素全量の量の割合の大きい順である 2 <>内は動物かす粉末類の内容である。	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地に施用したりしないで下さい。

(例)

生産業者保証票

登録番号	
肥料の種類	化成肥料
肥料の名称	
成分量 (%)	
窒素全量	8.0
内アンモニア性窒素	6.0
りん酸全量	17.0
内く溶性りん酸	16.9
内水溶性りん酸	11.0
加里全量	8.0
内水溶性加里	8.0
く溶性苦土	2.0
内水溶性苦土	1.0
く溶性マンガン	0.30
く溶性ほう素	0.15
原料の種類	
(窒素全量を保証又は含有する原料)	
蒸製皮革粉、なたね油かす	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地に施用したりしないで下さい。



(現)

指定配合肥料 生産業者保証票

肥料の名称

保証成分量(%)

アンモニア性窒素 14.0

可溶性りん酸 15.0

内水溶性りん酸 11.5

水溶性加里 12.0

原料の種類(配合原料)

化成肥料、硫酸アンモニア、塩化加里、重過りん酸石灰

備考：重量割合の大きい順である。

正味重量

生産した年月

生産業者の氏名又は名称及び住所

生産した事業場の名称及び所在地

(例)

指定配合肥料 生産業者保証票

肥料の名称

成分量(%)

アンモニア性窒素 14.0

可溶性りん酸 15.0

内水溶性りん酸 11.5

水溶性加里 12.0

原料の種類

りん酸ニアンモニウム、硫酸アンモニア、塩化加里
重過りん酸石灰

正味重量

生産した年月

生産業者の氏名又は名称及び住所

生産した事業場の名称及び所在地



(現)

指定配合肥料 生産業者保証票

肥料の名称	
保証成分量(%)	
窒素全量	6.0
内アンモニア性窒素	3.8
りん酸全量	6.0
内く溶性りん酸	4.0
加里全量	6.0
内水溶性加里	5.8
く溶性苦土	1.0
原料の種類(配合肥料)	
植物油かす類、硫酸アンモニア、副産りん酸肥料、 指定配合肥料[加工家きんふん肥料、植物油かす類]、 塩化加里、乾燥菌体肥料、骨粉質類<蒸製骨粉>、 硫酸加里、副産苦土肥料	
備考: 1 重量割合の大きい順である。 2 <>内は骨粉質類の内容である。 3 []内は指定配合肥料の配合原料である。 4 蒸製骨粉は、牛、豚及び鶏に由来するものである。但し豚及び 鶏に由来する蒸製骨粉は原料事情により使用しない場合がある。 (農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された原料)	
副産りん酸肥料、蒸製骨粉、	
備考: 1 生産にあたって使用された重量の大きい順である。 2 副産りん酸肥料、蒸製骨粉は牛のせき柱等が混合しないものとして 農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地に施用したりしないで下さい。

(例)

指定配合肥料 生産業者保証票

肥料の名称	
成分量(%)	
窒素全量	6.0
内アンモニア性窒素	3.8
りん酸全量	6.0
内く溶性りん酸	4.0
加里全量	6.0
内水溶性加里	5.8
く溶性苦土	1.0
原料の種類	
硫酸アンモニア、塩化加里、硫酸加里、副産苦土肥料 なたね油かす、乾燥菌体肥料、蒸製骨粉、副産りん酸肥料 指定配合肥料[加工家きんふん肥料、菜種油かす]	
備考: 1 []内は指定配合肥料の配合原料である。 2 蒸製骨粉は、牛、豚及び鶏に由来するものである。 3 副産りん酸肥料、蒸製骨粉は牛のせき柱等が混合しないものとして 農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。	
正味重量	
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地に施用したりしないで下さい。

5、製品の登録・届出

実質同一銘柄であっても、製造方法を変更する場合、変更内容により新たに登録が必要となる場合があります。3年6年の規格分類を廃し、保証値が同一である限り再登録を不要とすべき。又、安全確認された原材料に関しては指定配合肥料にも使用可能とし、生産登録を不要とすべき。

○登録(化成肥料、配合肥料)

- * 実質同一銘柄であっても、製造方法を変更する場合、変更内容により新たに登録が必要となる場合があります。コストが発生する。
- * 登録有効期限の見直し
 - ・3年6年の規格分類を廃し保証値が同一である限り再登録を不要とすべき
 - ・肥料の使用期限は設定されていないので、内容に変更がなければ有効期限は必要ないのでは？
- * 安全確認された原材料に関しては指定配合肥料にも使用可能とし、生産登録を不要とすべき
- * 登録申請方法の見直し
 - ・随時の受付と登録までの期間短縮

○届出

- * 申請と同時に生産を可能とする
 - ・生産者(農家)ニーズへの迅速な対応
 - ・届出の電子化

○共通

- * 申請先の見直し～本社所在地だけでなく、工場所在地での申請も認めてほしい
 - ・サンプルの郵送など経費と時間を要する

6、各種手続き(届出申請・帳簿など)

届出申請・帳簿をはじめ各種手続きの見直しを行うべき

* 申請について

- ・代表者変更や事業所追加・変更の申請に際し、2週間の期限を延長願いたい
- ・法人番号等で連動可能な情報は個別銘柄の事案として手続きしなくてもよいのでは

* 保管場所の申請を撤廃あるいは銘柄毎の申請から一括申請とする

- ・保管場所は製造者が把握しており届出する必要があるのか？
- ・保管場所が追加となると全銘柄に対して保管場所の追加申請が必要である

* 帳簿記載内容の緩和～原料の受払い、出荷先の記載、銘柄名など

- ・取締法上で求められる記載内容や提出書類が社内システムでは対応できず別途の作成が必要な場合がある

* 手続きの電子化